

第16号議案

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和6年（2024年）3月8日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要がある。

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会事務局処務規則（平成31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表指導室の項中「

教職員係

」を「

教職員係

教職員給与担当係長

」に改め、同表学務課の項中「教育情報システム担当係長」を「教育情報システム係」に改める。

第8条の2第1項中「学務課」を「指導室」に改め、同条第2項中「課長又は」を「課長、室長又は」に改める。

別表第2指導室の項中「

事務係	<ol style="list-style-type: none">1 室内の庶務及び経理に関すること。2 室所管の各種事業の事務等に関すること。3 教科書事務に関すること。4 区立学校職員（県費負担教職員を除く。）の公務災害補償に関すること。5 区立学校県費負担教職員の給与等に関すること。6 区立幼稚園教育職員の給与等に関すること。7 区立学校及び教育センターに置
-----	--

	<p>く会計年度任用職員の任免事務に関すること。</p> <p>8 教育センター事務に関すること。</p> <p>9 室内他の係に属しないこと。</p>
--	--

」を「

事務係	<p>1 室内の庶務及び経理に関すること。</p> <p>2 室所管の各種事業の事務等に関すること。</p> <p>3 教科書事務に関すること。</p> <p>4 区立学校及び教育センターに置く会計年度任用職員の任免事務に関すること。</p> <p>5 教育センター事務に関すること。</p> <p>6 室内他の係に属しないこと。</p>
-----	---

」に、「

教職員係	<p>1 学校職員の身分取扱い等の人事事務に関すること。</p> <p>2 臨時的任用教職員及び講師の任免事務に関すること。</p> <p>3 区立学校に置く区費教育職員の任免事務に関すること。</p>
------	---

」を「

教職員係	<p>1 学校職員の身分取扱い等の人事事務に関すること。</p>
------	----------------------------------

	<p>2 臨時的任用教職員及び講師の任免事務に関する事。</p> <p>3 区立学校に置く区費教育職員の任免事務に関する事。</p>
教職員給与担当係長	<p>1 区立学校職員（県費負担教職員を除く。）の公務災害補償に関する事。</p> <p>2 区立学校県費負担教職員の給与等に関する事。</p> <p>3 区立幼稚園教育職員の給与等に関する事。</p>

」に改め、同表学務課の項中「教育情報システム担当係長」を「教育情報システム係」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。